

法律第五十八号（平二二・一一・三〇）

◎検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

（検察官の俸給等に関する法律の一部改正）

第一条 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「六十五万二千円」を「六十五万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分		俸 給 月 額
検事総長		一、五〇三、〇〇〇円
次長検事		一、二二八、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長		一、三三四、〇〇〇円
その他の検事長		一、二二八、〇〇〇円
検事	一 号	一、二〇四、〇〇〇円
	二 号	一、〇六〇、〇〇〇円
	三 号	九八九、〇〇〇円
	四 号	八三八、〇〇〇円
	五 号	七二四、〇〇〇円
	六 号	六五〇、〇〇〇円
	七 号	五八八、〇〇〇円
	八 号	五二九、〇〇〇円
	九 号	四二八、八〇〇円
	十 号	三九四、二〇〇円
	十一号	三六八、九〇〇円
	十二号	三四五、一〇〇円
	十三号	三二二、二〇〇円
	十四号	三〇六、四〇〇円
	十五号	二八八、二〇〇円
	十六号	二七七、六〇〇円
	十七号	二五三、八〇〇円
	十八号	二四四、八〇〇円
	十九号	二三四、三〇〇円
	二十号	二二七、〇〇〇円
副検事	一 号	五八八、〇〇〇円
	二 号	五二九、〇〇〇円
	三 号	四四六、七〇〇円
	四 号	四二八、八〇〇円
	五 号	三九四、二〇〇円
	六 号	三六八、九〇〇円
	七 号	三四五、一〇〇円
	八 号	三二二、二〇〇円
	九 号	三〇六、四〇〇円
	十 号	二八八、二〇〇円
	十一号	二七七、六〇〇円

	十二号	二五三、八〇〇円
	十三号	二四四、八〇〇円
	十四号	二三四、三〇〇円
	十五号	二二七、〇〇〇円
	十六号	二一五、〇〇〇円
	十七号	二〇六、六〇〇円

（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「（平成二十一年法律第九十一号）」を「（平成二十二年法律第五十八号）」に改め、同項第一号中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改め、同項第二号中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改める。

附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）